

福島県環境審議会長 様

福島県知事

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準等の見直しについて（諮問）

このことについて、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第21条第1項及び福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年福島県条例第32号。以下「生環条例」という。）第96条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

#### 記

#### 1 諮問事項

- (1) 法第3条第3項に基づく排水基準等の見直しについて
- (2) 生環条例第29条第1項に基づく排水指定事業場排水基準等の見直しについて

#### 2 諮問理由

法の改正により、有害物質に係る排水基準に新たに1,4-ジオキサンが追加されたこと及び同物質を取り扱う施設が追加されたことにより特定施設の番号が変更されたことに伴い、これらとの整合を図るため、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和53年福島県条例第18号。以下「上乘せ条例」という。）及び生環条例施行規則を改正する。

#### 3 改正内容

- (1) 法第3条第3項に基づく排水基準等の見直しについて
  - ア 上乘せ条例別表第2において1,4-ジオキサンに係る排水基準を定める。
  - イ 上乘せ条例別表第2において特定施設の番号を改正する。
- (2) 生環条例第29条第1項に基づく排水指定事業場排水基準等の見直しについて
  - ア 生環条例施行規則別表第5において1,4-ジオキサンに係る排水指定事業場排水基準を定める。
  - イ 生環条例施行規則別表第6において1,4-ジオキサンに係る地下浸透水の基準を定める。